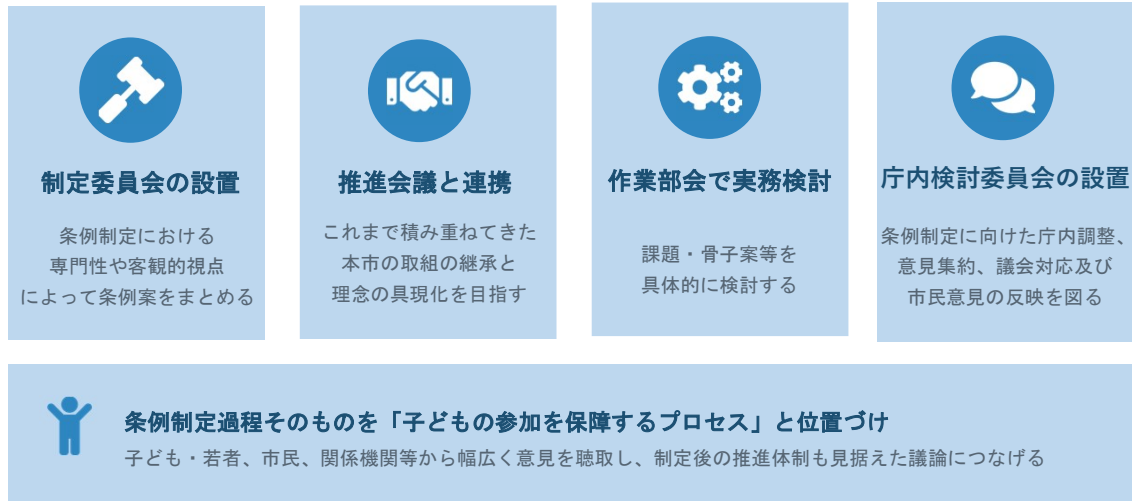


立川市子どもの権利条例（仮称） 制定 推進体制（案）

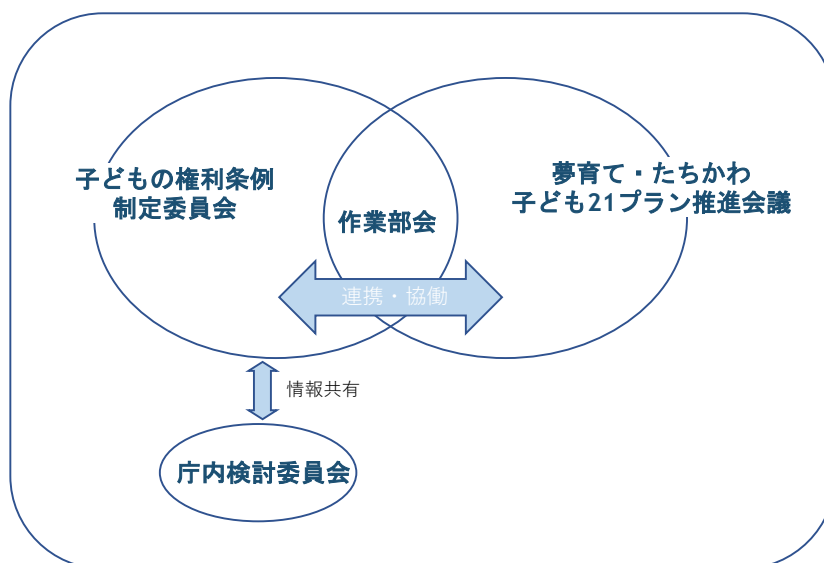
令和 8 年度～令和 9 年度（2 か年計画）

全体の考え方（案）



1

条例制定推進体制イメージ（案）



2

制定委員会

役割

- 条例の基本理念・方向性の協議
- 骨子案・条例案の作成
- 市民意見等を踏まえた最終整理
- 市への提言 など

開催回数

年5回程度×2年＝合計10回程度

構成委員（11人）

区分	人数
学識経験者（教育・福祉の専門家）	2名
教育関係者（市内小・中学校校長先生）	2名
社会福祉関係	1名
推進会議	1名
市民団体・NPO	1名
市民公募※	4名

※市民公募については、広報たちかわ6/10号掲載予定、対象は16～22歳市内在住・在学・在勤の方

3

庁内検討委員会

役割

- 庁内の横断的な調整
- 子ども施策の課題の整理
- 関係法令との整合確認
- 庁内意見の集約 など

開催回数

必要に応じて開催

構成委員（11人）

区分	人数
子ども家庭部長	子ども育成課長
教育部長	地域福祉課長
企画政策課長	障害福祉課長
いじめ監察課長	指導課長
子ども政策課長	教育支援課長
子ども家庭センター長	—

4

今後の予定（案）



「制定委員会」は令和８・９年度の２ヵ年で10回程度開催予定



「作業部会」で具体的な検討を進め、「庁内検討委員会」で庁内調整を行う



子どもワークショップの開催



子どもへのアウトリーチ型のヒアリングの実施



市民の声を聴くためパブリックコメントを実施